

～大切なペットと 楽しく暮らすために～

動物の飼い主は、法律や条例を守ることはもちろんですが、たとえ義務付けられていなくても周辺住民や通行人に迷惑をかけないように配慮しなくてはなりません。人と動物がうまく共生していくため、飼い主一人ひとりが「愛情」と「責任」をもって動物を飼いましょう。



Point1 放し飼いはしない

犬は放し飼いせず、外出時は必ずリードをつけましょう。猫は屋内で飼うようにしましょう。

Point2 きちんとしつける

排せつや無駄吠え防止など、人間社会に通用する最低限のしつけをしましょう。

Point3 不妊・去勢手術

不幸な命を増やさないためにも、飼い主の責任で不妊・去勢手術を受けましょう。

Point4 糞尿の後始末

散歩中など、飼っている動物の糞尿は、飼い主が責任をもって処理しましょう。

Point5 飼い主の明示

迷子になったときのために、名札などを使って飼い主がわかるようにしておきましょう。

Point6 最後まで飼う(捨てない)

最後まで愛情をもって面倒を見る責任があります。将来にわたって飼い続けられるかよく考えましょう。



「犬の登録」と「狂犬病注射」は飼い主の義務です!

- ◆犬を飼ったら、まず市役所で登録をしましょう。登録手数料は一頭あたり3000円です。登録すると鑑札が交付されます。
- ◆恐ろしい狂犬病を防ぐため、年に一度狂犬病の注射をしましょう。注射料金は一頭あたり3000円、注射済票交付料は550円です。

問合せ 環境衛生課
☎23-7031



「のら猫へのエサやり」はやめましょう!



- ◆「のら猫がかわいそうだから」とエサを与えていると、集まった猫によって周辺住民が迷惑をしたり、その猫が子を産んでのら猫が増えたりします。不衛生な環境で育ち、病気や事故で苦しむ猫を増やさないためにも、簡単な気持ちでのら猫へのエサやりはやめましょう。

H25年度の茨城県の犬・猫の殺処分数は、**犬が2,102件、猫が2,633件**で、全国の都道府県・指定都市・中核市の中でも際立って多く、**ワースト1**となっています。

迷い犬や負傷している犬猫の保護・収容、そのほか野犬や猫による困りごとの相談など

茨城県動物指導センター(笠間市)
☎0296-72-1200